別紙1　参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
熊谷市	別府地区（西別府、東別府、下増田）	令和2年3月23日	令和5年3月31日

1　対象地区の現状

①地区内の耕地面積	326.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	271.2ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	79.6ha
ⅰ　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	33.9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	68.9ha
（備考）	

注1：③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2　対象地区の課題

西別府地区と下増田地区西部（ほ場整備実施予定外）は、昭和30年代の基盤整備のため、ほ場が狭く、作業効率が悪い。高齢化が進み、将来現在の担い手で全ての農地が維持できるか課題である。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

下増田地区東部（ほ場整備実施予定地）の21haでは、中間管理事業で100%の集約が終了した。当地区では、令和4年度までほ場整備を実施し、将来は中心経営体3～4経営体で担っていく。
東別府地区は、約100haの農地について令和元年度に中間管理事業を実施し、約9割を集積・集約した。将来、当農地については、中心経営体6～7経営体で担っていく。
西別府地区と下増田地区西部（ほ場整備実施予定外）は、現在11経営体の担い手が中心となり担っている。今後は、担い手5～6経営体が中心となり担っていくことが考えられる。 将来、新たな担い手が参入してくるような環境整備を行い、集約化等の対策を実施に向けて検討中。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

（参考） 中心経営体

属性	農業者 （氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	E法人	水稲　麦	14.5 ha	水稲　麦	20 ha	西別府、東別府
認農	K氏	水稲　麦	13.9 ha	水稲　麦	17 ha	東別府
認農	K氏	水稲　果樹	5 ha	水稲　果樹	5 ha	東別府
認農	K氏	水稲　麦　野菜	7 ha	水稲　麦　野菜	15 ha	下増田
認農	K氏	水稲　麦　野菜	14 ha	水稲　麦　野菜	15 ha	下増田
認農	S氏	水稲　麦	15 ha	水稲　麦	15 ha	東別府
認農	S氏	水稲	5.5 ha	水稲	5.5 ha	東別府
認農	T氏	水稲　麦　野菜	3.7 ha	水稲　麦　野菜	4.6 ha	西別府
認農	H氏	水稲　麦　野菜	16.6 ha	水稲　麦　野菜	18.6 ha	東別府
認農	H氏	水稲　麦	20 ha	水稲　麦	22 ha	東別府
認農法	B法人	水稲　麦	6 ha	水稲　麦	10 ha	西別府、東別府
集	別府営農組合	麦	108 ha	麦	110 ha	別府地区
認農	H氏	水稲	4.5 ha	水稲	4.5 ha	西別府
認農	M氏	水稲	16 ha	水稲	16 ha	東別府
認就	Y氏	水稲　麦	8 ha	水稲　麦	38 ha	東別府
認農	F氏	水稲　麦	16 ha	水稲　麦	18 ha	東別府
認農	K氏	水稲　麦　野菜	70 ha	水稲　麦　野菜	70 ha	下増田
認農	S氏	水稲　麦	2.3 ha	水稲　麦	2.6 ha	東別府
認農法	E法人	水稲　麦　大豆 ネギ	0.9 ha	水稲　麦　大豆 ネギ	9 ha	下増田、西別府
計	19経営体		346.9 ha		415.8 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、
法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は
「到達」と記載します。
注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4　3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地の貸付け等の意向 　貸付け等の意向が確認された農地は、469筆、403,549.05㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 　東別府地区では、中間管理事業を令和元年度より実施している。担い手8人の耕作地についてエリアを設定し、配分を行った。自作をしている方がリタイヤする場合、集約が進むように8人の担い手に転貸されていく。将来、100haの農地を6～7経営体で行っていく。

（参考）　農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
	計	250,102.13	ー	153,446.92

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）
　本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
　なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。